坪井委員長	（　９：３０） 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席委員数は５名でございます。定足数に達しておりますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会いたします。 長岡委員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。 本日の議題につきましては、お手元に配付しました次第のとおりであります。 なお、委員会条例第１３条の規定によりまして、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。 また、この会議の記録につきましては、委員会条例第２５条の規定によりまして、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。 したがいまして、発言の際は挙手願いまして、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。 それでは、議題に入ります。 議題の（１）議会運営申し送り事項等についてであります。 議会運営申し送り事項等検討結果につきましては、見直しや引き続いて検討を進めていく必要があると考えられる項目がございましたら、８月末日までに提案をいただくこととしまして、提出のあった意見については一覧表として取りまとめ、９月９日付で皆様に配付されております。 また、提案のあった意見につきましては、議会運営委員会におきまして、協議を実施するか否かについても皆様で決定していただくこととしております。 その上で、協議いただく順序についてでありますが、特別委員会の活用案に関連して、本会議における質疑や追加資料等について、福井委員から提案がございましたが、当該項目には、決算審査における追加資料等についての記述がなされておりまして、令和７年第２回定例会における添付資料にも影響を及ぼすことや、非常時における議会活動と議長空白期間の短縮に関する意見を提出された長岡委員が本日欠席されている状況も踏まえますと、本日は、まず福井委員からご提案のありました本会議における質疑や追加資料等についてと、福井委員、草水委員、山下副議長から提案のありました傍聴規則の見直しについても協議いただきまして、非常時における議会活動、議会のＤＸ、議長空白期間の短縮につきましては、次回以降の議会運営委員会において協議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、まず初めに、本会議における質疑や追加資料等について、書記長にご提案のありました意見や資料の説明を求めます。よろしくお願いします。

武田書記長	それでは、１０月１４日付で配付させていただきました「本会議における質疑や追加資料等について資料１」をお願いいたします。 本日、皆様、お持ちいただいているでしょうか。よろしいですか。 まず、第１段落目についてであります。 第１段落目は、福井委員から提出のありました意見を記載しております。 まず番号１について、令和５年８月２１日開催の議会運営委員会におきましては、資料１の第２段落目に記載のある環境施設組合議会会議規則第５５条に規定をしている３回という質疑の回数制限がなされていることなども踏まえまして、特別委員会を設置すべきとの意見と、現在までスムーズに審議がなされてきたことから、特別委員会の設置は必要ないとの意見に分かれ、合意には至りませんでした。 その中で、スムーズに議論を進めていくための方策として、監査委員による意見書や、本日机上配付をさせていただいております決算に係る施策の成果の説明書、各種事業の概要説明に追加して、資料の提出を新たに求めることとし、追加する資料につきましては、期日を設けて委員それぞれから事務局に連絡するということを決定されたところでございます。 これら手続を経て、追加した資料の一覧につきましては、事前に配付した資料２として取りまとめておりまして、追加いたしました資料につきましては、こちらも本日、机上配付とさせていただいておりますので、ご確認をいただきたいというふうに思います。 これらの状況も踏まえ、福井委員からは意見の番号３に記載されております「追加資料がスムーズに議論を深めるために効果があったのか」、「質問数及び各質問と、その答弁はうまくかみ合っていたのか」をまずは検証すべきとの意見が提出されたところでございます。 そこで、資料１の第３段落目以降、資料でいいましたら１ページの第３段落目に、地方自治法上の議会による資料請求権と、組合構成市町議会の資料請求に係る取り扱いをまとめております。 まず、地方自治法には、資料請求に関する総体的規定はございませんが、個別的資料提出請求権は、規定のある全てにおいて、各議員ではなく議会に対して付与されております。これは、質疑や答弁があくまで口頭でなされるなど、議会が言論の府を建前としていることに由来をしております。 これらの状況も踏まえ、組合構成市町議会ともに、個人から資料請求があった場合は、議会や委員会としての意思を決定し、議会として資料を請求するなどの手続がなされているという状況でございます。 一方、環境施設組合議会における決算審査資料につきましては、先ほども申し上げましたとおり、委員それぞれから事務局に連絡があった項目について、本日机上配付させていただいた資料を令和４年度決算に係るものは令和５年第２回定例会において、令和５年度決算に係るものは令和６年第２回定例会において、それぞれ提供しているという状況でございます。 なお、福井委員に事前に確認したところ、市町議会の例も参考に、

武田書記長 つづき	組合議会として資料請求する際のルールについても検討すべきではないかと提案をされているところでございます。 　第４段落目以降につきましては、令和６年第２回定例会における決算審査の質疑と答弁を掲載させていただいております。３ページ以降になります。 　なお、左端の桝で囲っております番号は、質問数をカウントしたものとなってございます。 　こちらにつきましても、福井委員に事前に確認したところ、議会の責務を果たしつつ、スムーズな議会運営を確保するため、一定の数量を超える質疑が想定される場合には、事前通告制を導入することや、傍聴者などが理解しやすい質疑や答弁とするために、一問一答方式の導入なども検討をしてはどうかと提案されているところでございます。 　以上でございます。
坪井委員長	ただいま書記長から説明を受けましたが、ご提案のありました福井委員から追加する説明等がございましたら、ご発言願います。 　福井委員、どうぞ。
福井委員	今、書記長のほうから詳しくその経過なり内容を補足いただきまして、私から特に申し上げるべきことはないんですけれども、二月ほど経過していますので、私も基本的な整理をする中で、改めてポイントを申し上げたいと思います。 　まず冒頭ですけれども、基本的な考え方なんですけれども、この環境施設組合だけでなしに、一部事務組合については、構成団体、ここで言いますと市町において、当該議会とは全く別組織なんですけれども、市町のルールと一定の整合性なり、あるいは関連性を確保する中で考えていくべきではないかというのが、基本的な考え方であります。 　それを基に、１点目として整理しますと、議会による資料請求にありましては、精華町、木津川市ともに地方自治法を踏まえた手続がなされているわけですが、これらの事例も参考に、組合議会としてのルールを定めるべきであると考えます。 　これは市町も同じかと思うんですが、申合せ事項等で明文化している部分があるわけですが、それと事前配付の関係ですが、資料２ですかね、記載しています。本日配布、今説明ありました分も含めまして、令和５年度の決算関係の書類、これを拝見しても、これを直ちに６年度、来月定例会決算審査予定ですが、その提供を受ける必要があるかと思いますと、提供を受ける必要はないんじゃないかという、今後、組合議会としての定めたルールに沿って資料請求をすべきであるというふうに考えます。 　言い換えますと、今日までの実績はあるんですが、このような課題

福井委員 つづき	を見る中で、改めて今回の体制の下で資料請求について考えるべきと考えています。これが１点目です。 　２点目としましてですが、実は私も長い行政経験、山城町役場時代からお世話になっていまして、そういう長い経験からいきましても、この８月の回答をする際に、ホームページとかで実際に会議録、議事録を読ませていただきました。大変、議員として活発に、また勉強もされていて、すごいなというのが率直な感想でありました。 　ただ、全体を読み終えて、２７問という数、ボリュームからして、これは私の経験からしたら、議会運営上あるいは私自身の力からしても非常に難しい、これは不可能じゃないかなという、想像した場合、そういうふうに感じた次第です。これ、皆さんも拝見されているかと思うんですけれども、日常の市町の議会とかにも照らしますと、こういった取組というか立場にはなかなか慣れないというふうに私、想像するわけです。 　これが今、開かれた議会基本条例に基づいてやっているわけですけれども、傍聴あるいはライブ中継とかご利用されている、お聞きされている市民、町民の皆さん、おられるわけですけれども、これが、この努力が本当に、そういった傍聴者の方に、その熱意が最後まで伝わるのかなというのは、大変私自身懸念するわけで、そういう内容、ボリュームだったというふうに感じています。 　議員としての責任を果たしていることが、結果として、長引く質問のやり取りを聞いていると、なかなかその熱意が逆にパワハラじゃないですけれども、ちょっと誤解を与えかねないんじゃないかと、逆に心配した次第です。 　それよりも、やっぱりそういった議会運営、そしてまた傍聴の方の状況を踏まえて、そういう中で議員としての責任を果たしていくと、かつスムーズな議論、スムーズな運営を考える必要があるというふうに思います。そういった観点から、一定数以上の質問がある場合は、事前に通告をするなどの一定ルールが必要ではないかと考えます。 　これはあくまで例として申し上げますと、３問を超える質問が想定される場合は、例えば定例会の前日の昼までに通告してはどうか。また、通告なしの場合もあるかと思います、当日。しかし、それは一定のルールの下で、当日に質問できるのは３問までとすると。それぞれそのルールに基づいて整理した上で質疑応答というんですかね、やってもらったらどうかと。これ、一つのルールの例えですが、今考えられるのはそういうことを想定しております。 　先ほども言いましたけれども、議会のやり取りはやはり傍聴者や会議録を閲覧した関係者にもその内容が理解しやすいものであることが求められていると思います。これは我々、立場変わって、他の議会の内容を見るのも同じなんですが、今回事務局のほうで、わざわざ資料の３ページ以降、当該部分の、２６ページまでつけてもらっています。 　冒頭言いましたとおり、私も以前にも読んでいるので、この回数なりは分かるんですが、そういう意味では、内容が理解しやすいという

福井委員 つづき	ことからすると、なかなか多過ぎて、また内容は細か過ぎて、せっかくの質問が何かもったいないなという、逆に感じるところであります。これは皆さん各議員の取り方、受け止め方次第と思うんですけれども、私の過去の一通り読んでの経験としては、内容が分かりづらいという印象です。それがなかなか第三者のほうに、そのやり取りが伝わりにくいんじゃないかと心配する部分もあります。 　そういったことで、質疑の１回目は一括質問、一括答弁、２回目と３回目の質疑は一問一答方式を導入して、詰めてはどうかというふうに考えます。 　定例会までに考えてもらったやつを一括して、その一括の件数はそれぞれ違うかと思うんですけれども、それを全て出してもらって、全て行政側から答弁、まずはいただくと。あと残る２回、３回目は一問一答で深掘りするという形で詰めるか、そういう運営というか方式はどうかというふうに考えております。 　ちょっとそういうことで、付け加えになるんですけれども、よろしくお願いします。
坪井委員長	ありがとうございます。 　この後、書記長や福井委員からのご説明などを踏まえまして、本会議における質疑や追加資料等については、議会運営委員会において協議していくか否かを決定していただきますが、その前に、ただいまのご説明に対して、質疑等ございますでしょうか。 　私のほうからちょっと質問させていただきますね。 　全体としては趣旨もよく分かりますし、ルール化ということは非常に大事なことだと思うんですが、あとのほう、一定数を超える質疑が想定される場合のルールについて、３問を超える質問がされる、例えば１０問出た場合、前日の正午までに通告すると、そこもまあいいんですが、３つ目の１回目は一括質問、一括答弁としというのは、１０問出されたら、その１０問について一括で質問して、そして一括に答えていただくということですね。
福井委員	はい。
坪井委員長	２回と３回目は一問一答としというのが、ちょっと分かりにくいんですが、２回というのは、例えば１０問について２回目で質問をされる方は、その１問、１つについて一問一答方式でやるということなんでしょうか。
福井委員	ただいまの件ですけれども、まずルールとして３回の質問のルールがあるということですから、逆にそれをどのように使うかと、使うべきであるかという逆算じゃないですけれども、考えました。当然、そ

福井委員 つづき	の時々によって質問の件数なり、今委員長のほうで例えば１０問とおっしゃったことからしますと、１回目は、私の先ほど言った一括質問という説明となりますと、１回目にその１０問を全て質問いただくと、また行政側はそれに対する答弁をいただくと、それを聞いた我々議員は、理解した点、理解できない点、いろいろあると思います、深掘りすべき点とか。それは当然３回のルールがあるので、その辺は十分整理、答弁を１回目聞いた中で、何を２回、３回に持っていくべきかなという、その辺の取捨選択というか優先というか、一定整理、我々議員として整理した上で２回目、３回目と、最後の３回目という、ある意味まとめていくというか、答弁がうまく引き出せるように組み立てていくしかないかなと思っています。 　いずれにしましても、過去の実績を見ますと、大変な資料も含めてされているんですけれども、結果的に結局どういうことかなというのが印象として残るので、それやったら要点整理するなり、先ほど言いましたけれども、事前に通告締切を決めるなりして、効率よく、みんなが分かりやすいということも含めてどうかなと思っています。
坪井委員長	１回目は一括質問、一括答弁にしておいて、できるのは２回目と３回目だけど、２回目の中ではご自分の出された幾つかの質問について再度質問したいということについて取り上げられて、そのことについては１問、２回目の範囲の中で一問一答としてやるということですかね。そして、次に、３回目の中でも特にさらにやりたいということについて、さらにその中で一問一答方式でやるということですね。
福井委員	はい。
坪井委員長	分かりました。 　どうでしょうか、そういうふうな方式。
山下副議長	ちょっといいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	私、先ほど福井委員さんが言われたこと、理解したのはちょっと私、違っていたんですよ。一括質疑、一括答弁、そこまで第１回目。２回目については、例えば先ほど委員長のやり取り、１から１０まであったら、１についてはあと２回質問できますよと、２つ目の質問についてはまた２回できますよと、そういうふうに個々に解釈したんですが、そうじゃなくて、一括質疑、一括答弁の中から、次はある程度

山下副議長 つづき	選んで２回目の質問してくださいよと、次、３回目の質問してくださいと、そういう意味ですね、そしたら。
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	今おっしゃったとおりでありまして、そういう意味では、大分整理しなきゃならんという部分は出てきますけれども、３回ルールということを前提にすると、そういう集約しか仕方ないかなと思っています。
坪井委員長	いかがでしょうか。よろしいですか。 そしたら、ほかに質疑等ございますか。ございませんか。 なければ、本会議における質疑や追加資料等について、ご提案のありました内容を議会運営委員会で協議していくことについて、挙手により採決をしたいと思います。 本会議における質疑や追加資料等について、協議していくことに賛成の方の挙手を求めます。 （賛成者挙手） 挙手全員であります。 したがいまして、本会議における質疑や追加資料等につきましては、協議することに決定いたしました。 それでは、本会議における質疑や追加資料等について、まずは論点の整理を書記長に求めます。
武田書記長	ただいま福井委員からありましたものも含めまして、論点なり協議いただく内容について整理をさせていただきます。 まず基本的な考え方として、市町のルールとの整合性を図るべきではないかという全体的なお話があったかというふうに理解しております。 その上で、資料請求する際のルールにつきましては、市町議会の定めがございますので、そういったものも参考に、組合議会としてのルールを作成したらどうかというようなご提案であったというふうに思っております。 あわせまして、資料２、また本日机上配付させていただいた資料につきましては、基本的には配付しないで今までどおりの資料、決算に係る主要な施策の成果の説明書の資料とし、新たに今後資料請求する場合は、新たにつくったルールで資料請求をしていくべきではないかといったようなお話であったかというふうに理解をしております。

武田書記長 つづき	次に、２つ目といたしまして、一定数を超える質疑が想定される場合のルールでありますとか、傍聴される方、また会議録を見られた方が分かりやすい会議であるための協議の在り方というような項目について、例として、３問を超える質疑が想定される場合には、例えば前日の正午までに事前に通告をするということを定めてはどうかということ、また当日に通告なし、または追加でもあろうかというふうには思うんですけれども、質問できるのは３問までといったようなルールを定めてはどうかということ、それと、１回目は一括質疑、一括答弁としても、２回目と３回目については一問一答方式を導入してはどうかといったようなご提案であるというふうに理解をしております。 以上でございます。
坪井委員長	ただいま書記長からご発言がありました論点について、提案のあった福井委員からご意見等ございますでしょうか。
福井委員	今日の机上配付で令和５年度の参考資料ということで実績をつけさせてもらっています。これによることやなしに、改めて議運で６年度の決算審査の在り方としての取扱い、協議しているわけですが、資料請求にあってはやっぱり本会議での議論で、それが本会議の議会としての決定で資料の取り扱いを求めるかどうかというのを十分議会組織で決定いただくというのが大事かと思います。ちょっとそれを加えておきます。
坪井委員長	そうしましたら、論点の１点目、資料請求についてであります。 福井委員からは、市町の事例も参考に組合議会としてのルールを定めるべきであり、資料２に記載のある資料、過去の特別委員会の資料ですね、については、１１月定例会には提供を受けないこととし、今後は、組合議会が定めたルールに沿って提供を受けるべきとの提案がございましたが、この件についてご意見等ございますか。特にございませんか。
武田書記長	すみません、実際、その資料請求する場合のルールにつきまして、市町議会の事例も参考にというところでお話をいただいております。具体的に、本日資料といたしましてお配りさせていただいております資料１の下段に、それぞれ木津川市と精華町の事例を、これはそれぞれ市町の事務局に確認をして記載をしているものなんですけれども、ある程度、木津川市の事例を参考にしたらどうか、精華町の事例を参考にしたらどうかというようなお話でありますとか、ルールをつくるということであるならば、その辺のご提案もいただきましたら、次の手続のほうに進めやすいかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

坪井委員長	ただ今の件について、どうですか。
草水委員	すみません、ちょっと逆に質問なんですけれども、今の書記長のお話からすると、具体的なやり取り、具体的なシステムというのを、今、文言を決めてしまうということでいいんですかね。
武田書記長	先ほどご確認いただいたのは、当該項目について皆さんで議論いただくか、いただかないかということについてまず確認をしていただきました。 本件については、協議をしていこうやないかというところでご決定をいただいたものというふうに理解をしております。 その上で、まずは組合議会としてルールを設けるか、設けないかというところを確認していただいて、設けるということになりましたら市町の事例も参考に、どのような形で整理をするんだというところを決めていただければというふうに考えているところでございます。 以上でございます。
坪井委員長	どうぞ。
草水委員	私とすれば、やはり事前にというか、まず資料の請求については、福井委員がおっしゃったように、議会として確認を、確認を取って出すか出さないかという部分を進めたらどうかなとは思うんですけれども。
坪井委員長	ルールを定めてやろうということですね。
草水委員	うまく伝わっていなかった。言いますけれども、それぞれの資料については議会に確認を取って、それで了承を得て、出すのであれば出してもらう、出さなかったら出さない、要するに個別請求でということは、今までやっていたようですけれども、それではなくて、議会で承認を得て、資料があるようであれば、議会で諮って、そこで了承を得たものを出してもらうという形と。伝わっていますかね。
坪井委員長	議会というのはそれぞれの議会で。じゃなくて。ここの議会で。
草水委員	組合。

坪井委員長	組合議会で事前に出していただいて、そして委員会で諮って、それを了承するというようなことですか。議会として了承すると、そういうルールということですね。
草水委員	個別で請求して、個別で解決するのではないと。
坪井委員長	ないと、はい。
草水委員	これで分かっていただけましたかね。
坪井委員長	資料請求は個別ではなくて、議会に諮っていただいて、議会として了解をしたら資料請求として認めるということでしょうかね。そういうようなご意見なら分かりました。 いかがでしょうか。それで了解を得られるんでしたら、そういうことを前に進めたいと思いますけれども。 まず、そういう資料請求するに際してのルールを定めるということについては、中身は次の段階ですが、そのルールを定めるということについてはよろしいでしょうか。 特にご意見がないようでしたら、そのルールを定めるというふうなことになると。
玉川副委員長	ちょっといいですか。
坪井委員長	どうぞ。
玉川副委員長	よく本会議のときの前に、個別に数字を確認したいというのが、今、市議会のところでもあるんですね。そういうのは、今おっしゃっている内容に抵触するようなものではないと。あくまでも本会議で質問したときに、その資料が必要なときに、委員長か議長に諮って、それでその資料ありますかと行政のほうに確認をした上で、もしあれば出すと、なければ出さないというルールだと僕は理解しているんですけれども、何か違いがありますでしょうか。
草水委員	ちょっとごめんなさい。資料１にある議会の資料請求の中で、表があったと思うんですけれども、かなり広範囲で資料請求されているとは思うので、その点の整理というかルールをつくったほうがいいんじゃないかなということなんですけれども、その点はどういう形にする

草水委員 つづき	かというのは、お話しする部分だとは思うんですけれども、ある一定程度、やはりルールが必要なのではないかな、だから、どう言ったらいいんでしょう、その点もちょっとお話ししながら、資料請求について少し、どの点はという部分も、委員長も副委員長もおっしゃっている点も含めてルールづくりというのは必要なんじゃないかなとは思います。 　ただ、何か議事録とかを見ている、議事録だったり資料を見ていると、ここまで必要なのかなという部分も、ちょっと疑問に思う点もありますので、ちょっと確認の意味を込めて、案も出ていましたので、一委員としての提案という形でご質問させていただいたんですけれども。
玉川副委員長	今、市議会でやっているのは、事前に一般質問とかするときに、行政の方といろんな確認事項があって、その上において質問するから結構的を射た内容になっていると思うんですね。それはやっぱりここの議会であっても残すべきだと思うし、実際の本会議の中でそういう分からないことが出てきたときには、議長と委員長に諮って、それでその資料はあるかどうかの確認をした上で、なければ出せないですから出さないと、あれば出すというルールにしたらどうかなと、私はそう思います。
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	今の件、私の認識はやっぱり今副委員長がおっしゃった内容、あるわけです、日常。あくまでもそれは本番を控えた予備調査というか、一定のレベルまで本来公式質問に持っていくまでの事前調査と、予備調査という感覚で、私も市議会でそういう感覚で調べる中で積み上げて、じゃ、何を聞こうかなというちょっと段階的な位置づけをしていますので、今おっしゃったことも同じように、予備調査という位置づけでどうかなと、これは私の感覚ですけれども。
玉川副委員長	全然問題ないと思いますね。だから、そういうケースもありますよと、予備調査としてのケースも、という具合にルール化しておけば、それはそれでいいんじゃないかなと思いますね。
坪井委員長	今言われたのは、予備調査のための依頼はいいのではないかということですね。それもルール化しておくということですね。 　どうでしょうか、ルールを定めると、資料請求についてはルールを定めるということ自体は、それでよろしいでしょうか。

坪井委員長 つづき	（はいの声） 資料請求については、それぞれの議会がどうなのかといったら、木津川市委員会においては、本会議または委員会において個人から資料請求があった場合、資料の存在を行政に確認し、存在する場合は採決により議会の意思を確認して依頼していると。 それから、精華町の場合には、委員会において個人から資料請求があった場合、まず採決により委員会の意思を確認し、その後、資料の種別を行政と調整した上で、委員長がこれを委員会に確認し、議長を通じて行政に資料請求をしているという、こういう２つのそれぞれのルールがあるということで、今議論になっていましたのは、木津川市のことですね。まず資料の存在を行政に確認しということについて、これは必要だということでご意見も出たし、皆さんもそれにはご異論がないのかなと思うんですが、それはそれでいいですか。 そうした上で、あとのほうは両方共通するように思うんですが、資料請求があった場合、議会あるいは委員会の意思を確認して依頼するという、これは木津川市がそうなっていますが、精華町においてもそういうことですね。調整した上で委員長がこれを委員会に確認し、議長を通じて行政に資料請求しているということになりますから。 ですから、まとめていったら、まず資料があるかどうかということを確認し、そうした上で議会あるいは委員会の意思として請求をするということになりますかね。
武田書記長	よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	ちょっと今までのお話をいただきました内容から見てみますと、例えば、本件につきましては、ある程度ルールを定めていこうやないかという形で皆さん、異議はないのかなというふうに理解をしております。 その上で、当該項目、恐らくやっていこうということになりましたら、議会運営の申合せ事項への記載をしていくという形でルール化を明記していく形になってくるのかなというふうに思っておりますので、そこへどういう形で文章を書いていくかと、明記していくかということになってこようかというふうに思います。 今までの議論を踏まえますと、本会議など、いわゆるここの組合議会におきましては議会運営委員会がございますけれども、議会運営委員会が例えば行政執行上の具体の審議をしていただくものでもございません。ただ、全員協議会がございますので、ひょっとしたら全員協議会でお話しいただくようなケースもあろうかというふうに思います

武田書記長 つづき	ので、それにも対応できるようにということになってきましたら、本会議などにおいて個人から資料請求があった場合、資料の存在を行政に確認し、存在する場合は採決により議会などの意思を確認して、精華町さんは議長を通じてという形になっておりますので、議長を通じて行政に資料請求するというような形を議会運営の申合せ事項の中に明記をしていったらどうかというふうに考えているところでございます。
坪井委員長	資料の存在を確認した上で議会、委員会として資料請求をするというようなことですね。ただいまの説明のとおり、取り扱うということにしてよろしいでしょうか。そういうことで、確認するということでよろしいでしょうか。 （はいの声） では、そういうことで決定させていただきます。 ということで、第１の問題、資料請求についてはそういうことで、そういうルールに基づいて請求するということで確認をさせていただきました。 次は、多くの質問数が想定される場合における事前通告や一問一答方式の導入についてということでございます。 福井委員からは、３問を超える質問が想定される場合は前日の昼までに通告すること、そして、当日に通告を出して、または追加して質問できるのは３問までとするなどのルールが必要ではないかというご提案がございました。 また、質問の１回目は一括質問、一括答弁としましても、２回目と３回目は一問一答方式を導入してはどうかという提案もございました。 まずは、３問を超える質問が想定される場合は、前日の昼までに通告すること、そして当日に通告なしで、または追加して質問できるのは３問までとすることについて、ご意見等ございますでしょうか。
山下副議長	ちょっと質問なんですけれども。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	質問数が多い場合は、言われるとおり、事前に通告したほうが私もいいと思いますけれども、例えばこの資料を見ておりましたら、二十何問もあった場合、前日の昼で事務局が対応できるのかどうかとかいう、普通はこれだけする人は滅多にいないわけなんですけれども、ち

山下副議長 つづき	ょっと事務局のほうのご意向も伺って、それでいけるならば、私はそれでええかなというふうに思っております。
坪井委員長	ということで、できますか。
尾崎事務局長	質問をしてもらうということはありがたいことですので、そちらのほうはできる限りのことは尽くしたいと思っております。
坪井委員長	できる限り尽くしたいということです。そういうことでよろしいですか。 ほかに今の点、ございますか。３問を超える質問が想定される場合は前日の昼までに通告すること、それから当日に通告なしで、または追加して質問できるのは３問までとするという、こういうことについてよろしければ。
玉川副委員長	いいですか。
坪井委員長	どうぞ。
玉川副委員長	できる限りというのは非常にあやふやなんですね。気持ちはよく分かるのであれなんですけれども、できる限りという決め方をしていいのか、それがすごく気になりますね。
坪井委員長	どうぞ。
尾崎事務局長	できる限りというのはちょっと曖昧な形になっております。それが５０問とか６０問とかされたときには、無理ということがあるかもしれないので、その場合におきましては２０問までとか、そういったもので決めていただけるとありがたいです。
坪井委員長	どうぞ。
玉川副委員長	２７にしてもこれは異常だと思うんですね、通常ではないと。だから、そのあたりは常識ある範囲内でちゃんと質問すると、数を。常識あるものがどの範囲なのかというまた議論があるのかも分からないけ

玉川副委員長 つづき	れども、そのあたりをうまくコントロールしないといけないのではないかと思います。
坪井委員長	それは数を決めるということじゃなくて、常識ある数ということですか。
玉川副委員長	そうですね。常識というのはどこなのと言われるとまたあれですけれども。数を決められるのだったら数を決めたらいいと思いますけれども。
坪井委員長	数を決めるか、それとも前日というのをもうちょっと前に設定するかということですけれども。前日を２日前とか３日前とか、そういうふうにしてもいいと思います。
山下副議長	ちょっといいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	今、副委員長さんが言われたように、やっぱり常識ある範囲内でやっていかへんかったら、ほんで私もこの二十何問見ましたけれども、単なる個人の質問というんですかね、ほんまにこれが本議会とか議会で必要な質問なのかというと、そうでないと思う部分も幾つかあるので、やっぱり我々議員として常識ある範囲内で議会運営していかなければいけないと思います。
坪井委員長	質問数については常識ある質問数でというようなご意見ですね。
草水委員	すみません。
坪井委員長	どうぞ。
草水委員	いや、その常識な数と言われると、個人の判断になると思いますし、極論ですけれども、例になっているかどうか分かりませんけれども、議案に対して３問までというふうに、逆に狭めてしまうのか、例えば決算について３問までとか、常識というと、個人の判断になって

草水委員 つづき	しまうので、その辺はどうなのかなという、ちょっと疑問感というか不安感があるなと今、感想として。
玉川副委員長	全くそのとおりだと。よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
玉川副委員長	そのとおりだと思います。数をできれば決めて、原則何問までという決め方をすればいいのかなと思うんですけれども。
草水委員	それは何問までですか。
玉川副委員長	過去のあれからいくとどうなんですか。数的なあれでいくと、武田さん。
坪井委員長	どうですか。どうぞ。
武田書記長	通常、市議会であったり、ここでもそうなんですけれども、多い場合でも５問、６問ぐらいかなというふうには思っております。ここだけで申し上げますと大体３問で収まっていたかなというふうに考えているところですけれども、一方で、当然議員各位には質疑権というのがございますので、質疑権を制限してしまうというのも好ましくないという懸念もございます。 質疑をしていただく権利を確保しながら、スムーズな議会運営ができるのはどの辺なのかというところを定める必要もあるのかなというふうに思っております。 基本的に、行政側の立場で申し上げますと、質問をいただいた内容につきましては、しっかりと全て答弁していくというのが基本になってこようかというふうに考えておりますので、ただ、一度に２７問の質問がございましたら、その質問を書きとめるだけでも大変ですし、書きとめたものが果たして読み返したとき、それが分かるのかということもございますので、事前に事前通告をいただきましたら私どもも相当準備できますし、基本的にはその議題になる項目、例えば決算でございましたら、決算書に載っている全ての項目について資料は取りそろえておりますので、それをどう引っ張ってきて順番的に答弁をさせていただくかという作業になってこようかというふうに思いますので、そこはある程度対応できるのかなというふうに考えているところでございます。

武田書記長 つづき	したがいまして、議員の皆さんの質問をする権利というものに制限をかけない範囲の中で妥当な数を決めるのならば、妥当な数字、あるいはそれはある程度大きくても対応はさせていただけるかなというふうに思いますので、その辺の数を決めるということになりましたら、その辺の数も決めていただけたらというふうに考えているところでございます。 以上でございます。
坪井委員長	どうぞ。
玉川副委員長	数はやっぱり決めたほうが分かりやすくていいと思いますので、今まで３問で大体用立ったというか大体できましたということなので、多少のバッファを見て５問までとかということにしておいたらどうですか。提案ですけれども。
坪井委員長	５問までどうかということです。すみません、この質問数というのは、全体を通して、その議案書全体を通して何問ということですか。それとも領域ごとに何問ということなんですかね。
武田書記長	ここで、組合議会で審査していただきますのは、例えば決算でございましたら、例えば市町でしたら部ごとに班を分けたりとかいう形であろうかというふうに思いますけれども、私ども、範囲というのは極めて狭うございますので、まとめてやらせていただいております。したがいまして、議案の班ごとでなくして、議案ごとにという定めになってこようかというふうに思っております。 以上でございます。
坪井委員長	１つの議案につきね。
山下副議長	委員長、いいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	数を制限するのは一つの方法だと思うんですけれども、今、１つの議案ごとにとなってくると、例えば決算の場合でしたら、款項目でやっぱり款によって質問、それが３つとか限られてきた場合、何か課題のある場合やったら、それはちょっと厳しい場合があるし、我々も議

山下副議長 つづき	員としてそこら辺はスルーしてしまう可能性もあるので、それはちょっと危険な場合があるので、全ての議案が３つとか５つとかなってくると、決算の場合はちょっとまずいんじゃないかなというふうには思いますけれども。
坪井委員長	どうぞ、副委員長。
玉川副委員長	おっしゃることも分かりますのであれですけれども、原則は原則として、何問というくくりの中でやっておけばいいのかなと。例外事項って必ずあると思うんですよ、会議をしている中で。追加質問ということになるかも分からないので、それは委員長が最終的にご判断されてやられればいいんじゃないかなと思いますけれども、そんな運用、とにかくやってみないと分からないケースもありますので、やってみたらどうかなというふうには思いますね。
山下副議長	委員長、いいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	副委員長さんが言われたように、やってみると、その中で運用的にまずかったらまた改善していくという、そういう方向でも私はいいかなと。
坪井委員長	今、副委員長が言われた原則５問ぐらいで、上限決めますか。５問を超える質問が想定される場合は。
草水委員	決算の場合だと、そのご指摘は分からんでもないわけです。なぜなら、この表を見て、かなりそれはそれで項目がありますからね。ただ、何で懸念するかというと、こんなふうに二十何問されると、言ってはるように焦点がずれてきて、視聴者というか傍聴者にとって端的で分かりづらいわけですよ。何を伝えたいのか、何を指摘してはるのかが結局分からないままになると。ただ一方、この項目それぞれあるということをご指摘されると、すごくいろんな視点でその項目を指摘されるというふうなのは分からないでもないと。ただ、非常識な数が常識と思った視点でやられると、その辺は困る。なおかつ、運用面でと言われる部分もそれは分かるんですけれども、非常識な数が常識という部分で来られると、本当にそこがつらいので、どうなんですか。

福井委員	委員長。
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	私がスタートを切っているので、ちょっと今こうしてお聞きしている中で思ったのは、当日に質問できるのは原則５問までとすると、どうして私、３問でたたき台を言ったんですけれども、今も出ていました決算あるいは予算においては、やっぱりそういう回数というのか頻度があるのかなということを感じました。そういう中で、しかし言葉的にはもう原則という言葉しかないかなと思っているので、そこは、あとは議長の采配でさばいてもらうということで、３問が少ないと、それから質問権という話も出ていましたので、私も感覚として、じゃ、３問を原則５問までと、までやから以内ですからね、するという言葉、申合せしたらどうかと思うんですけれども。
坪井委員長	今のご意見では、３問ではなくて、原則５問として、だから例外もあり得るということですか。
福井委員	までですからね、１問でも。
坪井委員長	ということで、原則５問を超える質問が想定される場合は、前日の昼までに通告するということでいいでしょうか。
武田書記長	今の、ちょっとよろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	整理させていただきたいんですけれども、今あった５問といいますのは、同一議員につき同一の議題について全体として５問を超えたらいけないというお話というふうに理解させていただいたらよろしいのか、それとも５問を超える場合は事前通告が必要やというふうに理解をさせていただいたらいいのか、どちらのお話でしたか。
坪井委員長	どうぞ。

福井委員	ここの部分では、通告なし、あるいは追加という部分ですので、事前通告なしの部分です。だから当日なりで質問する場合ですね。あるいは事前通告していて、追加としての範囲も当たってきます。だから、そういう意味で当日の対応、あるいは通告していた部分からの追加というんですかね、原則５問までとすると。 今お聞きしていて、３問はちょっと窮屈かなという感覚を覚えたもので、じゃ、５問でどうかなという。そこで頭に原則という言葉の重みをやっぱり踏まえて整理してもらうと。
坪井委員長	今、書記長が言われたのは、議案全部について５問なのか、それとも議題ごとに５問なのかという、そういうことを言われた。
武田書記長	よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	いわゆる同一の議題について質問、１人の議員さんが質問できる総数、質問の数のお話なのか、事前通告なり当日追加する質問数の数なのかというところがちょっとポイントとしては理解できなかったので確認させていただいたんですけれども、例えば、決算の審査に当たって、１人の議員さんが質問できる数の総数の制限を加えるというお話もあったかというふうに思います。その総数が５問とするのか、いわゆる事前通告を必要とする場合の質問数を何問以上とするのかというところの整理をしていただきたいということであります。
坪井委員長	どうぞ。
草水委員	すみません、最初のご提案のところの３問を超える場合は昼までというところは分かるんですけれども、結局、当日にしろ事前にしろ、どこまでがというその常識の範囲はどこかというところが、だから限度ですよね、限度をどこにするかというところがあって、当初言わはった部分はそうだなとは思うんですけれども、その限度をどこにするかで、事務局長が極端な話、できるだけと言われると、またそれもちょっとファジーやし、原則という言葉が必要だとは思うんですけれども、原則につけるあとの数をどうするかというところが今議論の元になっていると思うんですけれども。
玉川副委員長	いいですか。

坪井委員長	どうぞ。
玉川副委員長	それで確認したのは、今まで３問あれば大体いけたという話をさっき書記長がされたわけですよね。だから、それに加えて多少余裕を持たせて原則５問までとしたらどうかということだろうと思うので、それでよろしいんじゃないでしょうか。
草水委員	それやったら、アッパーの５というか上限が、原則。
玉川副委員長	原則よ、原則５問。だから、原則というのは変わるケースだってあるわけだから、そういう形でまずやってみて、何か不具合があるんだったらまた修正する機会だってあると思いますから。そうすればどうかなというようには思います。３問が今までの大体の内容だったということを確認したので、じゃ、それに多少プラス、加えて５問ぐらいにしておいたらどうかという発想ですね。限度というのはそういう意味で見積もった内容です。
坪井委員長	どうぞ、福井委員。
福井委員	今、書記長からちょっと提案、聞かれている部分でいきますと、原則５問とした場合、当然、５問を超える質問が想定される場合は前日の昼までという、先ほど３問と言ったのを５に変えて、そこに原則を加えて、それで整理できないですか。３を５に変えるという。
坪井委員長	原則５問を超える質問が想定される場合は前日の昼までとしたらどうかという再提案ですな。
福井委員	セットものと思うので。
坪井委員長	それはあれですね、議案全体についてということですね。個々の議題ではなくて、全体、議案全体について原則５問という。
福井委員	各議案共通しての取扱いです。ですから、議案ごと。一つ一つの議案ごとの取扱いです。

坪井委員長	一つ一つの議案について。
福井委員	はい。
坪井委員長	今のは、一つ一つの議案について原則５問を超える質問が想定される場合ということですか。 どうぞ、書記長。
武田書記長	今、お話しいただいた中身の確認でございます。 今、お話しいただきましたのは、これは議会運営の申合せ事項に記載する中身となってくるのかなというふうに考えているところでございまして、今お話しいただきましたのは、質疑は同一議員につき同一の議題について原則５問を超えることができない。 また、５問を超えることが想定される場合は会議前日の正午までに議長に事前通告することとするというような中身だったかなというふうに思っております。
坪井委員長	今の書記長のまとめはいかがですか。 同一議員につき、同一議題につき。
武田書記長	同一の議題について原則５問を超えることができない。
坪井委員長	はい。原則５問を超える。
武田書記長	ことができない。また５問を超えることが想定される場合は、会議の前日の正午までに議長に事前通告することとすると。
坪井委員長	というまとめ、整理ですが、いかがですか。同一議員について同一議題について原則５問を超える質問が想定される場合は前日の昼までに通告することというような書記長のまとめですが、それでいいでしょうか。よろしいですか。 （はいの声） では、そういうことでまとめさせていただきますね。 そういうことで合意されたということですね。

坪井委員長 つづき	では、続きまして、後半の問題ですね。一問一答方式の導入についてであります。 　福井委員からは、質問の１回目は一括質問、一括答弁としても、２回目と３回目は一問一答方式を導入してはどうかというご提案もございましたが、本件についてご意見ございますか。 　一問一答方式の導入、１回目は一括質問、一括答弁、２回目と３回目は一問一答方式、こういうご提案です。
山下副議長	委員長、いいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	一問一答方式のほうが議会全体として内容が理解しやすいと思っておりますけれども、一問一答方式で制限をかけたら、またこれちょっと議論が進んでいくのかどうかなというのが、制限をかけるということは、そこら辺を皆さんで、できましたらちょっと議論していただければありがたいんですけれども。
坪井委員長	１問目は分かりますね、一括質問して一括答弁する。２回目と３回目が一問一答方式というのは、私の頭の中では混乱して、２回目という制限をされた中で一問一答方式でやるわけですか。それはもういつまででもやってもいいわけですね。
武田書記長	さっき副議長がおっしゃられたのは、いわゆる１問目は一括質問、一括答弁として、２回目、３回目については一問一答方式と決めつけるのではなくして、選択できるよという意味でしたかね。一問一答方式とすることもできる、そうでなかったら駄目だということじゃなくして、という意味でしたかね、発言いただいたのは。
山下副議長	初めは一括質疑、一括答弁、例えば３項目あれば、質問が３つあれば、１問目について一問一答方式で２回目、３回目できますよと、２問目についても２回目、３回目の質問ができますよと、３問目についてもできますというようなことなのかといったら、そうじゃないみたいなことでさっき言われたので、じゃ、一問一答方式というような制限かけるのはあまりなじんでないと思うんですよ。だから、一問一答方式は、もう明確にするために短い質問を重ねていくということなので、そこで制限をかけたら、ちょっと途中で歯切れの悪い状態で終わってしまうんじゃないかなと。そこら辺を懸念するので、そこら辺をちょっと検討していただければなと、別に反対しているわけでも何で

山下副議長 つづき	もないんだけれども、そこら辺ちょっと明確にしておかないと、議論が本当に中途半端に終わらないかどうかだけやっぱり心配するので。
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	ただいまの件ですけれども、今日いただいている資料の１の中ほどに、いわゆる組合の会議規則第５５条と書いてもらっています、同一議題について３回を超えることができないという縛りが、ルールがあるものやから、それを先ほども言っているんですけれども、これをどのように使うかというのが議員の裁量というかテクニックにかかってくると思うんです。それを申合せ事項というか、ルール的な言葉で表現すると、先ほど言った一括と一問一答という組み合わせになるんじゃないかなと、そこでくくるしかないなという。だから、質問の１問に対して３回とおっしゃいましたかね、ということになると、結局、この３回は何という、ぶっちゃけた話、結局、わーっとなる、現実を考えますとね。あくまで本会議ですから、そういう意味では３回というのはもう動かせないルールかなと思っています。
山下副議長	委員長、いいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	一問一答方式というのがちょっとやっぱりこれはなじまないと思ったんですけれども、先ほど質疑といいますか質問は５つまでというふうになりましたよね。５つまでとなってくると、今までのこのルールだけでもいけるんじゃないかなと。非通常的に２０も３０もしないならば、５つを限度と基本するならば、この現行のルールでもいけるんじゃないかなと、一問一答方式にしなくても。だから、それで一問一答方式で、それも一問一答方式が入ったら２回あるということですね。３回までということは。そうなってくると、一問一答方式の中の１問が簡潔な１問じゃなくて、またぎょうさん付け加えての１問になっていく可能性もあるんじゃないかなと。
坪井委員長	どうぞ。
草水委員	すみません、ちょっと確認も兼ねてですけれども、５問を超える場合のことが想定されたときに、ちょっと申し訳ないんですけれども、やっぱりある程度簡潔に端的にポイントをついてもらわないと、ある

草水委員 つづき	程度これは縛りとして持っておきながら、議長がやっぱり判断していくという部分が必要なんじゃないかな、その前提として、一問一答という部分が言葉としていろんなことを含めて考えたら適当なのかなと。くどい言い方ですけれども、より分かりやすい、よりポイントを明快にするというのが本会議場の質問、一般質問と違って至適なのかなとは感じるんですけれども、いかがでしょうか。
坪井委員長	すみません、一問一答というのは簡潔な質問をして簡潔な答弁をするという、そういう意味合いで使ってはるんですか。
草水委員	じゃないのかなと私は理解しているんですけれども。
坪井委員長	たくさん言うということじゃなくて。
草水委員	ある程度ポイントをついて、はい。
坪井委員長	ある質問について、２回目はさらにたくさんやるという意味の一問一答ではないわけですか。そうじゃなくて、簡潔に質問して簡潔に答えてもらう、そういう意味合い。
草水委員	私の理解とすれば、そういうふうに思うと、できるだけポイントをついて視聴者、傍聴者さんだったり、市民さんに分かりやすく伝えるには、まとめながらお話しする、事務局側に何を引き出したいかというのは、やはり力量なのかもしれないですけれども、議員として何を引き出したいか、何を聞きたいかというのを明確にするためには、そういうやり方も一つかなとは思うんですけれども、そういう理解で一問一答と理解しているんですけれども、どんな感じですか。理解者のほうですからね。
山下副議長	委員長、いいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	その一問一答、多分もしかすると木津川市さんと精華町でちょっと違うのかなと、ニュアンスが。例えば、具体的に言いますと、款項目の款で５つ質問があったと、どれもちょっと疑義を感じておったと、

山下副議長 つづき	次は一問一答だから、このうちの５つ疑問を持っているんだけれども、その一つしか取り上げられませんよと、それであと一問一答で２回しか質問できないということになると、４つ捨ててしまうことになりますよね、議員として。それはやっぱりちょっとまずいんじゃないかなと。一問一答の中で５つの疑義があったと、その５つの疑義を次２回目の質問でもやっぱり解決できなかったら、５つのうち４つまで解決できていないと、じゃ、４つ、２回目でいけますよと、それでもおかしいのがまだ３つあったら、また３回目、３つできますよというようにする方法やったらいいと思うんですけれども、さっきみたいに、決算とか予算の場合で疑義を感じておった部分で必要な質問をされているんだけれども、一問一答で次はこの５つのうち１つしかできませんよとなってくると、これは大変なことになっちゃうかなというふうに思ったんです。
山本議長	委員長。
坪井委員長	どうぞ。
山本議長	ちょっと参考意見として申し上げたいと思うんですが、木津川市議会においての一問一答、その内容については各議員、理解があります。例えば簡潔にするためとか、それから深掘り、その質問に対して深掘りをする、それはいろいろ理解はあると思いますが、原則ですね、例えば１回目、款でもいいです、項でもいいですが、３問されます。それに対して２回目、３回目、一問一答式というのは３問されますね、これを２回目も３問全部されますと、答弁が深まらないということで、１問ずつする。だから、最後は３つとも全部するんですよ。ただ、議論が１問ずつするという、そういう一問一答です。だから、１問すればあとの２つはできないではないです。１問ずつ再質問をするという、それが木津川市の一問一答でございます。
山下副議長	さっきちょっと前に質問したのは、理解したのは、今と違ったように、それぞれできますよじゃなくて、もうできませんよと、あとは、というふうに理解したので。
山本議長	言葉足らずで。一応原則そうなんです。１回目の質問で３問されます。そしたら、２回目、３回目は一問一答というのは、初めの３問全部１問ずつですが、できます。ただ、福井さんもおっしゃられたように、２回目、３回目、３回全部再質問する必要はないんです。その中でも重点的に、３つ質問したけれども、２つに絞ってしたい。例えばですね。

山下副議長	委員長。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	今の理解でいきますと、５つ質問がありましたよと、あと一問一答方式はそれぞれいくと最高でもしかしたら１０回あるかもしれないということですね。
坪井委員長	どうぞ。
山本議長	一括質問で５問されますね、５問。そしたら、５問、２回目、３回目も５問に対してです。
玉川委員	１５ですね、マックス。
武田書記長	よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	ちょっと今の話でいきますと、例えば１０問あったと仮定した場合に、１問目は、１回目は一問一答でいきます、５問の質疑に対して５問の答弁が返ってきましたよと。あとは５問のうち１番目の質問だけ２回目、３回目でやり取りができます。２番目の質問についても２回目、３回目という質問ができるということであったかというふうに理解をしております。ですから、そういうふうに言いますと、再質問と再々質問で合計１０回という形になってこようかと。
玉川委員	１５回でしょう。
山本議長	２回目と３回目入れたら１５。
坪井委員長	精華町と木津川市でちょっと一問一答の意味合いが違うものだから、ちょっと理解ができなくなったんですが。

武田書記長	よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	そしたら、今のお話をまとめてみますと、質疑の１回目は一括質問、一括答弁とし、２回目と３回目は質問ごとに一問一答方式とするということでありましたら、精華町さんと木津川市さんはルールが違っても皆さん理解していただけるのかなというふうに思いますので、皆さん、それがよろしければ、議会運営の申合せ事項の中にその旨を記載していくということになってこようかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
坪井委員長	今の書記長の説明でよろしいでしょうか。 質問の１回目は一括質問、一括答弁、２回目と３回目は質問ごとに一問一答。いっぱいやるというわけではないですね。１つの問題について１回だけ質問、答弁をするということね。
草水委員	だから、説明書がありますけれども、例えばですけれども、議会運営委員の議会運営に係る経費についてとか事業費についてとか政務事業費、そういう問題、５問をマックス出して、全部羅列して、質問して、事務局がその５問について一括で全部答えて、がスタートでという理解でいいですよね、事務局さん。次、２回目になったときに、委員が５問とももう一回質問しようと思ったら５問とも質問していいし、最初の答弁で２問は理解したと、そしたら質問しなくていいですし、いや、５問とも質問しないといけないというふうに思えば５問ともしてということで、事務局、今の話でよろしいでしょうか。
玉川委員	そのとおりでしょう。
草水委員	委員長、それでいいでしょうか。その理解で分かってもらえましたでしょうか。
坪井委員長	２回目はその５問についてやってもいいし、絞ってもいいと、２回目のときにそのことについてやるんですね。
玉川副委員長	私、言わせていただいてよろしいですか。

坪井委員長	どうぞ。
玉川副委員長	１回目の質問というのは５問やって、５問だとしたら５問やって、５問に対しての答弁をいただくと、これが１番目。まだ５つ、もうちょっとしたいなというのが５つがあった場合にはそれを２回繰り返しできますよということでよろしいですね。だから、合計でいくと、最初の質問から２回目、３回目入れると１５回になります。ただし、全部やる必要がない場合は２問に絞ってもいいし、１問であってもいいし、それは質問者のやりたい内容によってやればいいという具合に、ちょっと言葉としてまとめないかんのでまとめていただければ、よろしいですか。というように理解をしていますけれども、よろしいですか。
武田書記長	よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	先ほど申し上げました質疑の１回は一括質問、一括答弁とし、２回目と３回目は質問ごとに一問一答方式とするという形でフォローできるのかなというふうに思っております。
坪井委員長	今の書記長のまとめでよろしいでしょうか。 （はいの声あり） そうしたら、そういうことで皆さんの合意を得られたというふうにしましょうか。
武田書記長	委員長、よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	では、ただいまご決定いただきました内容につきましては、議会運営の申合せ事項に掲載するべき中身かなというふうに思っております。その時期につきましては、これからまたいろいろご議論いただく中で、申合せ事項を変更しなければならない項目というのも出てこようかと思いますので、そこはちょっとまたある一定時期を見定めて、

武田書記長 つづき	皆様にその原案を確認していただいてから改正をするという形で、ちょっとしばらくその時期については見定めさせていただくという形でよろしいですか。
坪井委員長	それで、よろしいですか。 （はいの声あり） では、それでさせていただきます。 では、本会議における質疑や追加資料等について今までご議論いただいたんですが、ほかにご意見等ございますでしょうか。ありませんか。 なければ、整理をした論点の協議が終了いたしましたので、確認いただきました内容で今後進めていくことといたします。 続きまして、傍聴規則の見直しについて書記長に提案のあったご意見や資料の説明を求めます。 どうぞ。
武田書記長	事前に配付いたしました「傍聴規則の見直しについて資料１」のほうをお願いいたします。皆様、お持ちいただいているでしょうか。 第１段落目から第３段落目までは、提出をいただきました３名の議員の皆様の意見を記載しております。 第４段落目からは、組合構成市町議会の傍聴規則、新旧の組合議会の傍聴規則、市議会議長会の標準傍聴規則、町村議町会の標準傍聴規則を可能な範囲でそれぞれ関係する条文ごとに整理したものとなっております。 また、傍聴規則の見直しに関連するものとして、会議規則の見直しも併せて前回実施されておりますので、資料１の６ページに記載をしております。 資料７ページは、関連する法令を記載したものとなっております。 また、「傍聴規則資料２」につきましては、傍聴席数や配置などをイメージしていいただくための資料として添付をさせていただいております。 以上であります。
坪井委員長	ただいま書記長から説明を受けましたけれども、提案のあった福井委員、草水委員、山下副議長から、追加するご説明等がございましたらご発言願います。 まず、福井委員からいかがでしょうか。

福井委員	ちょっと思い出せなく。ちょっと待ってください。先に、ほかの方に。
坪井委員長	では、草水委員からですか。
草水委員	傍聴規則、市町や標準のを拝見している中で、ちょっと私としては疑問点というか、思っているところが、やはりビラやプラカードの掲示と、やはり記録、写真だったりビデオとかの録画ですよね、この点はやはりいろんな議会もそうですし、標準的な規則も見ている中で、ちょっと今の環境組合には消されているというか、取り扱っていないことに疑問を思っている部分がありますので、その辺の変更は必要だと考えています。 以上です。
坪井委員長	山下副議長、いかがですか。
山下副議長	私は見直し案とかいろいろ見てみまして、傍聴規則につきましては、やっぱり今の時代に合わせていかなければいけない部分がたくさんあるかなというふうに思っております。 そういうような中でも例えば、ふだん日用品として使っている部分については、ある程度認めていかなければいけないんじゃないだろうかなと。例えば高齢者が杖をついておられたら、あえてそれをなぜですかと聞く必要もないだろうし、若い人が、健常者が普通に歩けるのに杖を持っていたら、それはまた杖というのじゃなくて棒を持っているというふうに判断できるし、そこら辺は。この間、ある議会で帽子をかぶっている高齢者、それに議長が退室命令を出して強制的に退去させたという、これはかなり問題になっておりましたけれども、例えば帽子が誰かに危害を与えるのかどうかというようなこと、そういうようなこととか、あるいはよくあるんですけれども、頭の毛が抜けてしまったと、がんの治療で、帽子をかぶっておられる方に何で帽子かぶっているんですかというのもまた失礼だし、今の時代、帽子かぶっておって普通の状態になってきましたし、帽子が駄目ならば、例えばウィッグ、かつらはいいのかとかなってくるので、日常使っている分についてはそこそこ大目に、大目というとおかしいけれども、容認していく方向にしていかなければいけないのではないだろうかと思っております。 先ほど言われましたように、プラカードとかのぼりとかは、これは傍聴する道具ではありませんので、どちらかというと運動を支持するとか何か傍聴以外の目的を持っている方の持ち物で、そういうようなものについては規制していかなければいけないのではないだろうかと、以上のように思っております。

坪井委員長	どうぞ、福井委員。
福井委員	私のほうで５項目ですかね、全体を通して。 １点目はスマホの関係ですね。所持はいいと思うんです。ただ、議長の議事整理権でこういった録音・撮影は禁止事項ということを明示していればいいと、規則の中でね。 介助者の関係なんですけれども、これ、定員の問題ですので、現場対応というか現場のスペースというか、そういうのも無視できないというふうにまず考えました。そういったことから、現場というか現実的に部屋的に許容範囲はどういう状況かなという、どこまでが議場でどこからが傍聴席のスペースになっているかということにも影響するので、入れるべきやと、定員に。でないと介助者のスペースがないから席が確保できないと、逆に思います。 次の議場と傍聴席の区分が不明瞭、そういうことも含めて、こちらへ来て思ったんですけれども、どこからどこまでというのが分からないという部分。 それから、杖の関係ですね。これも大分いろいろ調べたんですけれども、過去にいろんな案件によっては多数の傍聴もある、活発な傍聴がありましたので、そういった経験からすると、福祉という部分もあるんですけれども、こと傍聴については議長の許可事項とすべきということですね。 それから、議場の秩序維持の規定ですけれども、これはもう議長に裁量権があると思います。 以上です。
坪井委員長	ありがとうございます。 ただいまご説明がありましたけれども、質疑等ございますか。ありませんか。 （なしの声） なければ、傍聴規則の見直しについて、前回同時に改正されました会議規則の見直しも含めて議会運営委員会で協議していくことについて、挙手により採決いたします。 傍聴規則の見直しについて、前回同時に改正された会議規則の見直しも含めて協議をしていくことに賛成の方の挙手を求めます。 （賛成者挙手） 挙手全員。 したがいまして、傍聴規則などの見直しについては、協議することに決定いたしました。

坪井委員長 つづき	お疲れでしょうから、しばし、１１時１０分まで休憩いたします。 （１１：０２） 《暫時休憩》 （１１：１０） それでは、時間になりましたので再開させていただきます。 傍聴規則などの見直しにつきましては、市町議会や標準規則などが一覧表として取りまとめていただいておりますので、現在の環境施設組合議会傍聴規則の第１条から順に協議いただきたいと考えます。 それでは、よろしいでしょうか。 お手元の傍聴規則、資料１を基にして順次進めていきます。 まず第１条、趣旨、現在の傍聴規則では、この規則は地方自治法第１３０条第３項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとするということです。 この第１条はこれでよろしいでしょうか。 どうぞ。
福井委員	最後の条、１０条ですかね、現行は。ここでちょっと議論があって、その影響で第１条に地方自治法、これで言うたら１ページの一番右の列が組合の傍聴規則ですけれども、第１条、趣旨、ここに書いていますとおり、地方自治法第１３０条云々とあります。これで例えば木津川市の一番左なんですけれども、木津川市において比較しますと、以下法ということで、後の条項で自治法が出てくるんです。ですから、それをこの組合の傍聴規則に置き換えますと、後ほど議論してもらうんですけれども、第１０条、最後ですかね、６ページの右の第１０条の組合規則と、それから一番左の木津川市の傍聴規則を見てもらったら分かるように、法第１３０条、これは第１０条で要ると私は考えますので、結果的に１条の中に法という言葉を入れるべきかなと思います。 ちょっといきなり１条でその話をしましたので、後ほど１０条の議論のときでも結構です。ちょっとそういう意味では保留をお願いしたい。
坪井委員長	環境施設組合議会の第１０条と関連するので、その第１０条の後にどうかという。
福井委員	そうですね、それを受けて答え出ますので。
坪井委員長	では、そういうことにしましょうか。第１０条の後にやるということで。 第１条はそれでよろしいでしょうか。ほかにありますか。 なければ次にいきます。

坪井委員長 つづき	第２条、傍聴席の区分です。 第２条、傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるという規定ですが、これについてはよろしいですか。 そしたら、次に、傍聴人の定員です。 第３条、一般席の定員は、１５人とする。ただし、傍聴人が必要とする介助者は定員に含まないものとする。 ２、前項の一般席の定員は、会議当日先着順により次条に定める手続を経た者をもって充てる。ただし、会議開会時に定員を超える場合は、抽選により決定するという、こういう定めがあります。 このうち介助者について福井委員から、介助者は定員に含めるべきではないかと、会場の広さもあるので、限定したほうがいいんじゃないかというようなご意見が、先ほど言われたと思うんですが、この点はいかがですか。第３条。
山下副議長	いいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	よく介助者については、例えば入園料は要りませんよとか、やっぱりどこに主眼を置いているかというと、障害のある方にポイントを置いているというとおかしいですが、そういうふうになっていると。 本議会の場合は、１５人を超えた場合は先着順というふうになっておりますけれども、もしこれが抽せんならば、介助者も入れるのだったら、障害のある方は通った、障害のない介助者は通らなかったとか、あるいはこれが１５番目と１６番目だったら、介助者はお断りしますとなっちゃうので、やっぱり世間一般的に福祉の向上も言われている中で、これはやっぱり残しておいたほうがいいんじゃないかと私は思うんですけれども。介助者は人数に含めない。
坪井委員長	今、山下委員から介助者は定員に含まないというこの規定でいいのではないかと、福祉の観点からというようなことを言われましたが、いかがですか。 福井委員、どうぞ。
福井委員	先ほどもちょっと触れたんですけれども、現場的にスペースの問題ですから、それからいくと先ほど言った考えなんですけれども、今おっしゃった抽せんとか、その分についてはまた介助者を含むとかいうことでもいけるのかなと思うんですけれども。これ、１人、先ほどと同じ話なんですけれども、現場的に超えた場合大変やなと思って。木津川市の場合はそういうことも想定しているんです。限られたスペー

福井委員 つづき	スですので、席数ですので。だから、逆にこの現行規定でいった場合、じゃ、こういった場合どうするのかという、１５人でプラス１になるという現実があるので、ちょっとその辺の議論なんです。
坪井委員長	スペース的に確保できるかどうかということが一つの論点ですが、どうでしょうか。
山下副議長	書きようとか文言等にもよるんですけれども、場合によっては障害者排除というふうに見られる場合もあるし、ここら辺はやっぱり柔軟に考えていったほうが、今の時代はやっぱりいいんじゃないかなと思うんですけれども。あとは皆さんで決めていただければと。
福井委員	委員長。
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	ということは、あらかじめ介助者がおられる場合は定数で１人取るよという意味合いですかね。言葉をこうしておいて。
山下副議長	言葉はこのままのほうが、私はいいかなとは思うんですけれども。例えば、委員長、いいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山下副議長	例えば障害のある方の状況にもよると思うんですよ。ここまで介助していくけれども、座っていただいたら、例えば介助者はもう外で待つことができますよと、あるいは、吸入器を持って来られるような方、ボンベとか、そういった介助やったらやっぱりついておらなければいけない場合もあるし、そこら辺はちょっと柔軟に考えていったほうがいいんじゃないかなと。とにかく障害のある方に寄り添ったような対応というのは、今言ったように必要だと思いますので、そこら辺だけちょっと配慮していただければと。
坪井委員長	どうぞ。

福井委員	事務局のほうに聞くことになると思うんですけれども、現場的にどうなんですか、スペース。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	必要とされる介助者がどれだけおられるかというのと会場のキャパシティの問題というのは、両方かかってくるのかなというふうには思っております。 本日の資料２として添付させていただいております議場のレイアウトを見ていただきたいんですけれども、ご存じのとおり、極めて余裕がないといいますか、その中で最大限傍聴者を確保するためにどうあるべきだという基準で席をつくらせていただいております。 一方、今副議長のほうから障害者の方にも配慮してというようなお話もございました。例えばではございますが、傍聴者が必要とする介助者については、最大限の努力をしていくというような形で、含まれると決めるのじゃなくして、会場のキャパシティもある中で、できるだけ最大限の努力をしていくというような形で定めようというのも一つの案かなというふうに感じながら聞かせていただいたところでございます。 以上でございます。
坪井委員長	どうぞ、福井委員。
福井委員	今のこのレイアウト図で１５席というのは結局、この下に傍聴席がありますね、１列目の３席が、だから、規則を変えずしてそういった対応というんですかね、一番端に座ってもらうとか、何かそういう対応で可能なんですかね。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	傍聴規則は、ある程度やっぱり中身をしっかりと書いておく必要があるのかなと、根拠のあるものになりますので、それを傍聴規則の中には明記しておく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。 例えばでございますけれども、入っていただいたら左手のほうにいつも机を置いているんですけれども、その横に１つ椅子を置くということも可能であれば可能なんですけれども、ただこれが、必要とする介助者が１０人いるんだというふうに言われましたら、ちょっとそれは不可能になってきますので、介助者全てを定員に含まないというこ

武田書記長 つづき	とになってまいりましたら、会場のキャパシティの問題から、ちょっと問題もあろうかなというふうにも考えますので、ただし傍聴人が必要とする介助者については、傍聴できるよう最大限の努力をするというような表現であるならば、より現実的なのかなというふうに感じておったところでございます。 　以上でございます。
坪井委員長	今の書記長では、原則は介助者は定員に含まないものとして最大限介助者が入れるような工夫をすると、努力をするというふうなことでまとめてはどうかということなんですけれども、よろしいですか。 　どうぞ。
福井委員	ということは、規則３条を変えずにいけるという解釈ですかね。
武田書記長	規則を変更するという中身での説明をさせていただいておりました。第３条は一般席の定員は１５人とする、ただし、傍聴人が必要とする介助者については最大限傍聴できるよう配慮するというような表記に変更するということでどうかなという提案でございます。
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	今のことからすると、介助者は必須と思うんですね、ご本人に対する介助という立場の方はね。だから、できる限りとか最大限とかいうことでは、障害の方の対応にたちまち困るというか、と思うんですけれども。介助者がおられての傍聴というか、移動が可能というか、という立場だと思うので。逆に言えば、含むとすれば何か支障が、傍聴人が１人制限、減るということですかね。だから、２項で定員を超える場合は抽せんにより決定するというのがあったときに、例えば障害の方が２人分を確保するという抽せんになるんですかね。すみません、断片的に言いまして。だから、それを受けて１４人とするという形、１５人として、ただし書で断ると。
山本議長	委員長、よろしいですか。
坪井委員長	どうぞ。
山本議長	私の意見ではなく、理解ということで。

山本議長 つづき	３条の定員が１５人とあります。介助者は含まないものとするということは、定員１５名プラス介助者の１６人入られるという理解です。これでよろしいですか。
福井委員	最低でもね。お１人にお１人やから。
山本議長	障害者が３人いたら３人来られるということ。
福井委員	そうなってきます。
山本議長	そういう理解でよろしいですかね。その上で議論を進めていただければありがたいと思います。
坪井委員長	今言われた意見、定員は１５人であるけれども介助者の数をそこに加えるというふうに理解していいかということですね。その場合には当然、介助者への配慮は必要だということでしょうかね。というような解釈でよろしいでしょうか。 福井委員、よろしいでしょうか。
武田書記長	よろしいですか。
坪井委員長	はい、どうぞ。
武田書記長	ちょっと今、お話しいただいていました、その中で福井委員からは１５名というのは、会場のキャパの問題もあって１５人とされるべきやというお話がございました。 一方、副議長からは、障害者の方を排除しているような中身についてはできるだけそうでない方向で改正すべきだろうというお話もございました。 その中で、先ほど私申し上げましたのは、いわゆる介助者については定員に、最大限傍聴してもらえるように配慮したらどうかというお話もさせていただいたんですけれども、その中で、そもそも１５人のキャパをどうしていくんだというお話も出てきたところでございます。 そういう中においては、例えばでございますけれども、介助者は可能な範囲で定員に含まないように努力をしていくという形にいたしましたら、会場のキャパシティを踏まえながら障害者にも配慮した形と

武田書記長 つづき	いうのが取れるのかなというふうに感じておったところでございます。 　以上でございます。
坪井委員長	今の書記長の話では、介助者は可能な限り定員に含まない。
武田書記長	ように努力をしていくと。
坪井委員長	努力する。含まないように努力するというようなご提案がありましたけれども、そういうふうな形で若干修正するということでどうでしょうか。
草水委員	すみません。
坪井委員長	どうぞ。
草水委員	再度確認なんですけれども、キャパ的には事実上どうなんでしょうか。何を言いたいかというと、そのことも想定して、例えばですけれども１５を１０にするとか、ということを聞いているんですけれども。前回、私出たときに傍聴席が埋まっていたかというとちょっと疑問ですけれども、文面のところをどうするかという、今議論をされていると思うんですけれども、実際キャパ的に１５と書かれているけれども、どんなものなんですかね。極端な話、１５掛ける２というか、１５が３０なわけですよね、極端な話、介助者を１人つけるということは。３０入れるのかということだと思うんですけれども。
武田書記長	ちょっと暫時休憩していただいて、見てもらいましょうか。
坪井委員長	では、実際現地で見てみましょうか。 　暫時休憩です。 （１１：３０） 　《暫時休憩》 （１１：３４） 　それでは、再開させていただきます。 　では、今現地を見ていただいて、この定員及び介助者の扱いについてどのようにするかですが、いかがでしょうか。 　今出ていますのは、定員１５を１０にしたらどうかと、そしたら介

坪井委員長 つづき	助者も確保できるのではないかというのが今現地で出ていましたけれども。
福井委員	委員長。
坪井委員長	どうぞ。
福井委員	私、これを提案しているのは、あくまで例規的に規則的にこういう第３条の文言で大丈夫かという、ある意味チェックしたんです。だから、１５人とは何ぞやというときに、私の言っている介助者の捉え方を入れないということになったので、私としては、１５人（傍聴人が必要とする介助者を含む）とするという、これはあくまで例規的なことなんです。 今現場なり、またいろんな意見を聞いて、今これを直ちに変えなんことでもないかなと、今までスムーズに来ていれば、あくまで規則を見直すという目でちょっと気づいた部分ですので、特に今までこれがどうのこうの、改正を要するとかいうことでなければ、私としてもこれ以上は扱いようがない。何回かここで会議があったときに、どこからが傍聴席やなという疑問等、思いましたので。
坪井委員長	提案者の福井委員からは、このままでいいんじゃないかと、１５人の定員で介助者は定員に含まないと、会場の状況からして、柔軟な配慮も可能かなというような判断でしょうか。ということでよろしいでしょうか、このままでということで。 はい、では、そういうふうにさせていただきますね。 では、次にいきます。 次に、第４条ですね。傍聴の手続、現行では、会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない、この規定はこれでよろしいでしょうか。 協議の途中でありますが、時間のほうも１１時４０分を過ぎておりますし、その他の項目もございますので、次回以降の議会運営委員会で引き続いて協議を実施していくことにいたしまして、次に進めさせていただきます。 次に、議題の（２）その他についてであります。 議員研修につきましては、８月１日の議会運営委員会におきまして課題等整理した上で実施について検討することとしましたが、組合事務局や委員各位から、研修の実施を要するような課題等はございますか。現在そういう課題は、必要だと言われる方はいらっしゃいますか。ありませんか。 無理にやらないといけないということはありませんので、ないよう

坪井委員長 つづき	でしたら、現時点におきましては、特に研修を要するような課題は見当たらないようですが、今後新たな課題が出てくることも想定されますので、その際には申し出ていただきますようお願いいたします。 　ということで研修の件は終わりまして、最後に次第の（３）その他について書記長から何かございますでしょうか。
武田書記長	そしたら、次回の議会運営委員会の日程についてであります。 　次回の議会運営委員会につきましては、令和７年第２回定例会に係る議会運営委員会を１１月１８日に開催することとしておりますので、定例会に係る協議終了後に、昼までの間で残りの協議をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。 　以上でございます。
坪井委員長	ありがとうございました。 　次回の議会運営委員会の日程につきましては、書記長からの説明どおりとすることでご異議ございませんでしょうか。 　　（なしの声） 　ご異議なしということで、次回の議会運営委員会につきましては、書記長の説明どおりといたします。 　ありがとうございました。 　以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 　これをもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会運営委員会を終了いたします。 （１１：４２）
	この議事録の記載は、適正と認めここに署名する 委 員 長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿